

7月3日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
(午前9時59分開議)

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により、議事を進めます。

○議長（玉利道満君） 日程第1、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇

お手元に配付いたしております資料に基づき、消防本部及び通信指令室等の移転、移設につきまして行政報告を申し上げます。

消防庁舎建設事業に伴い、消防本部及び消防救急通信指令システム等の移転・移設を実施いたします。移転先につきましては、消防本部及び通信指令室は始良クリーンセンター2階へ、中央消防署は昨年購入した民家へ、いずれも8月25日に引っ越しの予定であります。特に、消防救急通信指令システム等移設設置については、万全の体制で取り組んでまいります。

なお、消防本部及び通信指令室並びに中央消防署の移転後に、消防庁舎と車庫解体工事を11月中に、その後、造成工事を3月中に完了予定であります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これで行政報告は終わりました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第49号 始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する条例制定の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登壇

おはようございます。本日は早朝より、足元の悪い中、傍聴席にお越しいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますけれども、ただいま議題となりました議案第49号 始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する条例制定の件について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、6月26日、27日、7月1日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査いたしました。

本条例の目的は、国や地方自治体が候補者に郵便、放送施設などの公的施設の利用を認めたり、候補者の人物、政策などの周知を図って公報を頒布したり、選挙運動用経費の一部を負担し、選挙運動

にかかる費用の高額化を回避し、同時に経済力の劣る候補者にも最低限の平等な選挙運動の機会を保障するため、始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を制定するものです。

なお、公費負担制度を実施するには、公職選挙法の規定により条例で定めることが必要であり、市にならなければ、この制度の適用は受けることはできないものとなっています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、ポスターの8万4,000円は、ポスターを貼るために業者に委託する分の経費か。また、510円48銭の根拠を示せ。答弁、8万4,000円は構図やデザインなどの技術料です。ポスターを貼るための経費は含まれていません。510円48銭は、他の市に準拠して決めています。

質疑、説明のあった額は上限であることから、領収書の裏づけが必要か。答弁、この条例が可決されますと、その後規則を定めて、その中で様式等を定めることとなります。候補者から契約書を出してもらい、請求書は相手の契約者から提出してもらうこととなります。

質疑、市長及び議員1人当たりの費用は幾らか、予算と財源についてはどうなるのか。答弁、市長選は立候補者1人につき123万円、市議選は立候補者1人につき81万2,000円と想定しております。予算計上は、次の市長・市議選からが対象となりますので、26年度の当初予算に計上することになります。財源は、一般財源からの支出になります。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号 始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する条例制定の件については、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第49号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第49号は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（玉利道満君） 本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経

過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登壇

ただいま議題となりました議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会の所管事項について審査の経過と結果を報告します。

委員会は6月26日、27日、7月1日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

まず、総務財政課について報告します。

歳入におきまして、対象事業費の変更に伴う県補助金の追加と、補正予算の一般財源調整としての前年度繰越金の減額を、また、歳出におきまして、帖佐駅前の廃墟処理に伴う土地購入費を計上しました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、県合併市町村一体化促進支援補助金について説明せよ。答弁、県合併市町村一体化促進支援補助金は、合併してから5年間の交付となります。26年度に使える額は残り3,500万円ほどになります。

質疑、土地購入費84万1,000円は、一般財源から支出できなかったのか、土地開発基金を使ったのはなぜか。答弁、当初、始良市としましても、株式会社アコーディアAH11と共同で裁判を起こす予定でしたが、時間とお金がかかるため、始良市に買い取ってほしいということであったため、買い取って所有権移転をしたところです。土地を購入するにあたっては予算を伴いますが、少しでも早く提訴したかったため、土地開発基金を使って購入し、今回、予算措置を行い一般財源に移すことにしました。

次に、企画部地域政策課について報告します。

自治会等活動補助金支援事業として、2自治会、池島町、山之口、両自治会への補助金の歳出14万6,000円と、コミュニティ助成事業として、2自治会、下新道、ホームタウン帖佐への補助金の歳入歳出350万円であります。

質疑の主なものを申し上げます。

自治会等活動支援事業とコミュニティ助成事業については、内容は似ているが、コミュニティ事業は100%補助、自治会等活動支援事業は30%補助、その採択基準はどうなっているのか。答弁、内容的には似ているものですが、コミュニティ助成事業につきましては100万円から250万円までの事業を対象に、宝くじ助成金で100%補助を行うもので、自治会等活動支援事業については10万円以上の事業を対象とし、その30%を市の一般財源で補助するものとして切り分けをしています。

次に、企画部商工観光課について報告します。

国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源に造成された鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した重点分野雇用創出事業に採択された3事業分と、企業支援型地域雇用創造事業に採択された1事業の、合計4事業の歳入歳出です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、歳出が労働諸費となっているが、全て人件費ということか。人件費の根拠、継続性、報償費の外部審査について説明せよ。答弁、事業の趣旨からして、2分の1以上が人件費となります。継続

性につきましては、原則、単年度です。名称は変わるかもしれませんが、その趣旨を引き継ぎ2年間等ということもあります。人件費は、日当を7,850円程度に捉えており、社会保険料などもこの中に含まれます。今後、取り組む事業の概要、それに関する書類関係を含めて、その企業が成長していくか、雇用の拡大が図られるのかどうか、今後も引き続き雇用の受け皿となり得るのかどうかを相対的に判断していくということになります。

質疑、ハローワークを通じての雇用ということであるが、市のほうは人選についてどのようなかわりを持つのか。答弁、原則委託契約をした先の人事には介入できないのではないかと考えます。市が掲げた趣旨、目的に沿うような形で連携を図っていきたいと思います。

次に、蒲生総合支所地域振興課について報告します。

平成6年2月に、くすの湯が開館し、ことしで19年目となる中で、くすの湯の運営につきましては、依然として収入より経費が大幅に上回る赤字経営が続いている状況であり、また、泉温の低下と温泉湧出量の減少が課題となっています。このようなことから、くすの湯の今後の運営について、庁舎内検討会を開催して検討してきたところです。

また、平成25年1月には、18歳以下の蒲生地区市民1,000人を無作為に抽出して、アンケート調査も実施しました。今後、地域の活性化につながるように、くすの湯を利活用していきたいと考えており、学識経験者を含む、くすの湯検討委員会を設置し、検討するための経費の予算計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、蒲生地区から1,000人を無作為に抽出し、アンケートをとったということであったが、回収率は何%か、学識経験者はどのような方を考えているのか。答弁、回収率は45.2%でした。学識経験者は鹿児島大学の臨時講師の方と、元城山観光の社長を考えています。

質疑、利用者から意見は聞いているのか、いつごろまでにめどをつけるのか、3回の会議のスケジュールはどうなっているのか、市の考え方というものは特になのか。答弁、利用者のアンケートは特にとっていません。来年度の予算組み等が必要であることから、実施計画にのせられるようなスケジュールにしたいと考えています。市の考え方としましては、地域の活性化につながる施設ができればと考えています。特に温泉だけというのではなく、複合的な施設にしていければと考えているところです。

質疑、収入より経費が大幅に上回る状況にあるとのことだが、平成22年、23年度の経営状況はどうなっているのか、今後、指定管理について検討委員会で検討するのか。答弁、22年度と23年度の決算状況ですが、22年度の収入は1,860万円、歳出が2,932万円、1,070万円の赤字。23年度は収入が1,838万円、歳出が3,152万円、1,314万円の赤字となっています。旧町時代に指定管理の募集をしましたが、応募がなかったと聞いています。

次に、加治木総合支所地域振興課について報告します。

今回の補正は、加治木町港町飲食店街活性化事業にかかる県補助金が交付決定されたことによる歳入の組み替え補正と、自治集会施設等整備事業として、加治木町於里自治会から公民館の改修にかかる補助金交付申請が提出されたことによる追加補正の計上です。

歳入は8ページ、(節)1総務管理費補助金の県地域振興推進事業補助金4,588万円は、県事業である地域推進振興事業に対し始良市で一括交付申請していましたが、5月23日付で計4,588万円(補助率2分の1)の決定通知があり、その中の加治木町港町飲食店街活性化事業2,000万円分について、今回追加補正するものです。

次に11ページ（節）1 総務管理債の地域振興事業（加治木）、1,500万円の減額は、当初、加治木町港町飲食店街活性化事業7,800万円の財源として、市債75%、5,850万円を充てていましたが、今回、県補助金2,000万円が交付決定されたことに伴い、その県補助金を差し引いた5,800万円の市債75%が4,350万円となりましたので、今回、その差額分1,500万円を減額補正するものです。

歳出は11ページ（項）10加治木総合支所費（節）19負担金・補助及び交付金27万7,000円は、加治木町於里自治会に対する始良市自治集会施設等整備補助金です。於里自治会公民館は築27年を経過しており、今回、老朽化等による改修工事を自治会で行うもので、工事概要といたしましては、公民館屋根と壁、トイレ、犬走り、敷地土手及び照明施設の改修で、改修費総額は92万5,050円です。この補助金は補助対象経費92万5,050円の30%以内の補助率ということで27万7,000円計上しました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、2,000万円、県から交付決定になったということだが、交付決定はこれが最後になるのか。答弁、今回、浜通線と網掛通線の申請を1月に行いましたが、浜通線だけの採用が決定になりました。網掛通線の今後の交付というのはありません。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）は、全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登壇

引き続き、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、市民福祉常任委員会の所管事項について審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、6月26日に委員全員出席のもと開会し、関係職員に出席を求め、詳細に審査しました。まず、市民生活部にかかる予算について申し上げます。

予算書15ページ、保健衛生総務費の補正144万円は、始良保健センターの事務補助者賃金の計上です。昨年度は再任用職員であったものを、今年度は定年後2年目の職員を長期臨時職員として、雇用するものです。財源は一般財源です。

次に、予算書16ページ、労働諸費の補正6,102万8,000円のうち620万5,000円は、重点分野雇用創出事業費補助金の計上です。この事業は、始良市内及び錦江湾に生息する希少生物の保護と良好な自然環境保全の拠点整備を図ることを目的に、NPO法人くすの木自然館に委託して実施するものです。財源は、県補助金620万5,000円を充当するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

健康増進課、質疑、再任用職員ではなく、長期臨時職員になった理由は何か。また、再任用職員と長期臨時職員の雇用期間はどうか。答弁、再任用職員は定年後の翌年1年間が再任用職員となり、月額給料が支払われます。その再任用職員が、2年目は長期臨時職員となり、月額賃金で1年間

の雇用ということになります。再任用職員の給料は月額17万7200円で、6月と12月に期末手当が支給されます。長期臨時職員は月額12万円を支給するということになり、25年度限りの1年間の雇用です。

生活環境課、質疑、重点分野雇用創出事業で、これに取り組もうとした理由は何か。答弁、くすの木自然館が行う予定ですが、くすの木自然館は平成22年度から環境問題に取り組んでおり、エコウォーターやエコツーリズムなどの活動をされています。この事業は、希少生物の保護と良好な自然環境保全拠点整備事業ということで、生物及び生息環境の保全に寄与し、また、交流人口の増加及びガイド育成を行うとともに、利用ガイドラインを作成することを目的としています。事業内容としては、1、希少生物の調査及び普及活動、2、エコツアーの実施、3、保全のための情報収集と保全計画の提案を行うことになっています。期間については単年度事業ですが、4名従事する予定で、そのうち2名を新規雇用することになっています。この事業は、緊急雇用創出事業の臨時特例基金事業実施要領に基づいて実施しますが、重点分野として、この事業を行うものです。

質疑、市民への周知、認識を図るということであるが、具体的にはどういうことをするのか。答弁、住民への周知方法については、パネルの作成と展示、住民を対象としたエコツアーの実施により周知を図る計画です。また、錦江湾が国立公園になり、環境省がミニビジターセンターを設置しますので、この収集したデータを活用し市民に啓発を図るなど、広い視野の活用法も考えています。

次に、福祉部にかかる予算について申し上げます。

予算書13ページ、障害福祉費の補正54万8,000円は、身体障害者手帳を持たない18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成金の計上です。この事業は、県が25年度から実施する新規事業で、市が購入費の3分の2を助成すれば、その2分の1を県が補助する事業です。今回の補正では、オーダーメイドの補聴器両耳分の3人分を見込み計上しています。財源は、県補助金27万4,000円と一般財源27万4,000円を合わせて充当するものです。

次に、予算書14ページ、生活保護総務費の補正86万7,000円は、生活扶助基準等の改定に伴うシステム改修に要する経費の計上です。財源は、国庫補助金86万6,000円を充当するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

長寿・障害福祉課、質疑、対象者3人分を見込んでいるが、これで十分なのか。答弁、始良市は3人分を見込んでいますが、鹿児島市が8人分、霧島市が4人分計上しています。本市を含む8自治体予算化の事例ということで、9月補正で7自治体、残りが検討中ということです。もし、不足する場合は、補正で対応したいと考えています。

質疑、軽度・中等度難聴児の補聴器の助成事業だが、乳幼児健診、小中学校での身体検査など、関係部局との連携はどのように考えているのか。答弁、市民への広報については、現在、ホームページに掲載するための準備を進めており、また、来月の市報で広報することにしてあります。庁内の連携については、関係各課に対して周知に努めたいと思います。

質疑、この難聴児の補聴器購入補助対象の判断方法はどのようにするのか。答弁、専門の県の指定医がありますので、その指定医の意見書に基づいて判断します。その際、補聴器の種類等もあわせて判断していただき、申請をして給付を行うことになります。

質疑、県の新規事業ということだが、国はやっていないのか。答弁、この事業は県独自のもので、重度の場合、国の事業の補装具給付事業であれば2分の1の補助がありますが、軽度・中等度では、現在のところはありません。

質疑、25年度から施行とのことであるが、各市町村が当初予算に計上できなかった理由は何か。答

弁、昨年末県から説明がありましたが、まだ確定していない状況でした。その後、実際に確定したのが2月過ぎで、本市の当初予算には間に合わなかったという状況です。なお、県から5月17日付で実施要綱等の正式な文書が届いています。

社会福祉課、質疑、生活保護のシステム改修とはどのような改修になるのか。答弁、システムの改修は、2003年、2004年度にシステムの見直しをしています。今回の改修については非常に複雑で、世帯人数、年齢、居住地により、世帯ごとの見直し幅が異なるということなど、基準額表の体系についても変更点があるということで、大幅な改修が必要となったものです。

質疑、2人家族で生活保護を受給するとすれば、例えば60歳で幾らぐらいになるのか。答弁、モデル的な部分で受給額を計算しますと、高齢者60歳代の2人世帯では現行9万8,620円、8月以降が9万8,320円で、月額300円の減額になります。27年度までの3年間にかけて調整をしていきますので、最終的には当該世帯で月額900円程度の減額になる見込みです。

以上で、質疑を終了し討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、世帯人数、居住地、基準額の改定等でシステム改修をするが、子どもを持つ世帯に大きな影響がある。夫婦と子ども2人で5,160円の減額であるが、3年後は1万5,000円くらいの減になる。15万5,000円が14万円くらいになり、生活保護の基準が変わって額そのものが下がるということと生活保護の申請も厳しくなること、世界に比べると捕捉率が20%しかなく、ヨーロッパ等はすごく高い。それがさらに低くなり、健康で文化的な生活を営む権利が憲法で守られている人権というものが、ますます狭められていくという生活保護から、結局は国民の生活を厳しくする方策が始まったという弱いところから攻めてきて、そのうち社会保障の面で改悪がなされてくるということになってくる。そういうことで、生活保護を受けている人だけではなく、その周辺の減免制度などにも影響をしてくる。もう少し、国民の暮らしをよくする方向で施策を進めていくべきであるということで、反対討論とします。

賛成討論、これはシステム改修の予算であり、そのシステム改修をすることによって、本来生活保護を受けなければならない人たちを除外していくためのシステム改修ではないと思う。これは、法律で決まったものをしっかりと補足したいという意味である。生活保護制度の中身については法律の問題で、個々の予算書におけるシステム改修とは話が別である。当然、生活保護が必要な人たちを100%補足するという意味では、その法律に合わせた新たなシステム改修にしていかなければ、逆に補足できない状態になる。地方自治体において、その法律が変わったことによってシステム改修していくことについては、地方自治体の役割からすれば当然のことだということで、賛成討論とします。

以上のような討論の後、採決の結果、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、市民福祉常任委員会の所管事項については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 7ページのNPO法人くすの木自然館というのがありますけど、これには一番下の答弁のところで、くすの木自然館が果たしておられる仕事の内容はここでわかりますけど、これは新留にありますよね、新留そばのすぐ近くに。私も1回だけ行きましたけど。このNPO法人くす

の木自然館——予算書16ページちゅうのがここに書いてありますがね。だから、私が聞きたいのは、今、同僚議員が耳打ちをしてくださいましたけど、私が聞きたいのはNPO法人くすの木自然館の、私もここに1回だけ行きました。この組織とか、どういう方々がここで働いておられるのか。この事業の内容は、今委員長が発表されたとおりに理解できますが、NPO法人くすの木自然館、この組織とかそういうのについて。私が行ったときには、男の子が2人ぐらい座っていましたよ。だから、それがこれ予算書16ページと書いてありますから、それがわかっておれば教えてください。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） お答えをいたします。

くすの木自然館の中身のことでございますが、ここの報告の中でも平成22年度から環境問題に取り組んでおられるというこういった内容でございます。今回のこの事業をこのくすの木自然館に委託をするという内容でございます。くすの木自然館そのものの組織の中身についての議論は、深く掘り下げた審議はいたしておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○16番（東馬場 弘君） 補聴器の関係、8ページです。オーダーメイドの補聴器、両耳分の3人分を計上しているということであるんですけども、オーダーメイドとなると、ちょっと高額になるのかなと思って、負担金も発生するんですけども。これをされた場合、その補聴器の負担金が発生され、すぐつけられるのか、そこのとこの審査はどうだったのか。それと関連しますけども、県の指定医がありますがということですけども、始良市のこの県の指定医が何か所ぐらいあるのか、その辺の審査はどうだったのか、お知らせください。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） お答えをいたします。

補聴器の関係でございますが、指定医については、全て耳鼻科は指定医になるというふうに説明を受けております。それから、まず補聴器の申請そのものでございますけれど、報告でもございましたとおり、市報等いろいろと案内もするわけでございますが、対象者の方については、まず、担当所管課の窓口においでをいただくと、そしてそこで十分な説明を、詳細な説明を所管課がするというところでございます。そして、その申請書をいただいて、耳鼻科に行って所定の検診をし証明をいただくと。該当するということになれば、その申請書をば担当課に提出をしていただきたいというような一連の流れでございますが、聞くところによりますと指定そのものが、これは県の事業でございます補助事業でございますので、県のほうからも指定医のほうに、そういった文書等が行くかもしれないというような報告は受けております。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（堀 広子君） 社会福祉課のところで生活保護のシステム改修が行われるわけですが、これは、いわゆる生活保護基準の引き下げに伴うシステム改修でございます。関連として、いわゆる生活保護基準が下がることへの影響について質疑がなされておりますが、この質疑の中で、例えば年齢が60歳で、質疑がここに掲示されておりますけれども、その他の年齢層の質問はなかったのか。今回の

影響額というのは、子ども世帯、いわゆる働き盛りの人たちに大きな負担が出てくるわけなんです、そのような質疑はなかったのかをお尋ねいたします。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） お答えをいたします。

討論の中でもいろいろと、この減額改定額とかいろいろと出ておりますが、その保護費のいわゆる支給の中身、世帯の中身、人員構成、そういったものの減額についての掘り下げた質疑はいたしてはおりませんが、当局からモデルケースとして資料がございます。母子2人とか、あるいは高齢者単身の場合とか、あるいは障がい者とか、いろいろ資料はいただいておりますので、後でこの中身の額についてはお示しをしたいと思っております。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、産業文教常任委員会の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登 壇

引き続き、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業文教常任委員会の所管事項について、審査の経過と結果を報告します。

委員会は6月26日、28日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席の求め、詳細に審査しました。

農林水産部では林務水産課にかかる補正予算が計上されています。

歳出の説明をします。

予算書16ページ、労働諸費のうち緊急雇用創出事業を活用した森林台帳整備事業委託料841万1,000円は、蒲生町白男地区内の市有林177haの立木の樹齢、樹種、面積等を調査して森林台帳を整備するものです。従事者7名のうち、新規雇用者は4名です。

次に、予算書18ページ、林業振興費は景勝松林樹幹注入事業にかかる経費を当初予算では一般財源を充てておりましたが、県地域振興推進事業補助金の交付決定に伴い、財源の一部を組み替えるものです。

林業振興費、一般管理費126万円は、森林専門員1名を新規に雇用するための賃金の計上です。5月に職員が退職し、急な補充が難しく、また、森林台帳整備のために山に精通した方が必要であり、県職OB等で林業に携われる方を人選したいとのことでもあります。

次に、歳入について説明します。

予算書8ページ、県補助金、県地域振興推進事業補助金88万円と重点分野雇用創出事業費補助金のうち、森林台帳整備事業841万1,000円です。

質疑の主なものを申し上げます。

林務水産課について、質疑、労務単価の改正がなされたが、賃金の見直しは行われたか。答弁、農林水産部関係の中で見直しはありません。今回出している賃金については専門員であり、日額1万円で14日ということ計上しています。

質疑、森林専門員について説明せよ。答弁、森林専門員は、今回初めて雇用します。蒲生町白男地区で森林台帳の整備をしますが、蒲生地区では森林簿の地番が現在の地籍の地番と異なるため、山に精通した森林専門員を置き、調査の上、地番の修正をしたいと考えています。また、5月に林務水産課の職員が退職し急な補充ができなかったため、森林専門員により対応したいとも考えています。人選については、県職OBの方で林業に携われる方がいらっしゃらないか、県へ相談しています。

質疑、森林台帳整備事業の新規採用の職員は白男地区だけするのか。また、期間内に終了するのか。答弁、今回は白男地区177haの調査をしてもらいます。また、期間内に終了します。内容については樹種別に測量して管理します。

質疑、雇用される方の賃金は幾らになるか。答弁、緊急雇用事業の目的が失業している方を雇用して就労の場を確保するという事業でありますので、既に雇用されている3人と新規採用の4人を合わせて7人の雇用を予定しています。賃金は、既に雇用されているベテランの方は1万3,000円で、新規雇用の方は1万円です。

次に、教育部にかかる予算について申し上げます。

予算書21ページ、文化財費40万円は、県指定文化財、龍門司古窯のり面保護工事に関し、公共工事設計労務単価の上昇に伴う補助金内示額の追加による工事費の補正です。また、工事内容についても、景観を考慮してU字溝を皿型溝に変更し縁石を設け、舗装についても土系舗装にするなど見直しを行うとの説明がありました。

予算書22ページ、保健体育総務費49万5,000円の補正は、9月に実施される県民体育大会で、相撲競技と空手道競技が奄美本土復帰60周年を記念して大島地区で開催されるため、相撲競技15名、空手競技22名の選手派遣に伴う旅費に関して、始良伊佐地区体育連絡協議会からの支援要請に対する負担金増額の補正です。

学校給食費454万6,000円の増額補正は、小学校給食室別棟整備工事で、公共工事設計労務単価の大幅な引き上げに伴い、建設工事、電気工事、給排水工事、空調設備工事に4,500万円の不足が生じるため、来年度実施予定の外構工事の増額部分を除く、当初予算計上額2億円に対する労務単価引き上げ分の計上です。

歳入について申し上げます。

予算書8ページの教育費県補助金25万円は、県指定文化財保護事業補助金の追加内示に伴う補助金の補正です。

次に、予算書11ページの教育債は、学校給食施設整備事業にかかる公共事業労務単価上昇に伴う工事費増額補正額に対する地方債の増額分です。

債務負担行為補正について申し上げます。

予算書3ページの債務負担行為補正は、給食室別棟整備工事において工事不足額4,500万円から補正額454万6,000円を差し引いた4,045万4,000円を追加するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

社会教育課について、質疑、龍門司古窯跡のり面保護工事が終わった後の活用方法を示せ。答弁、現在「あいらびゅー号」のコースにもなっていますので、観光客の方に見ていただくために必要な工事となります。現在、ブルーシートをかけている状況ですので、整備していきたいと考えています。

次に、保健体育課について、質疑、給食室別棟の木材利用はどうなっているか。答弁、給食室は蒸気が多量に発生しますので、蒸気により伸縮する木材はそぐわないと判断しました。しかしながら、

木材利用推進を考えて、腰板等には木材を使用し、全体で4 m³を予定しています。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、意見として、労務単価の引き上げが労働者の賃金に反映されるよう、市として指導、点検が必要との意見がありました。

採決に入り、採決の結果、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業文教常任委員会の所管事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（東馬場 弘君） 1点だけ。この龍門司古窯跡のり面保護工事の件ですけども、景観を考慮してU字溝を皿型溝に変更したと、それで縁石を設けるとあるんですけど。ここは隣が龍門司焼をつくっている工房があるところなんですけども、非常に密接してるんですけども、雨水なんかが、のり面との関係が狭くて密接してるんですけども、その雨水の影響は隣にないのか、その点の審査されたのかお伺いします。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） この皿型溝の終末部分に集水升を設置するということは説明はございましたが、その集水升以降の雨水についての処理については、説明は聞いておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

引き続き、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、建設水道常任委員会の所管事項について、審査の経過と結果を報告します。

委員会は、6月26日及び28日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め審査しました。

概要を申し上げます。今回の補正は、建設部の土木課と都市計画課のみで、まず、土木課関係の道路新設改良費（岩原本通り線跨線橋木田橋）の委託料1,500万円は、当初予算編成時にJR九州鹿児島支社との協議の中では鉄道敷きということでJR九州に委託し、始良市でその費用を負担することになっていましたが、4月12日に本社と協議したところ、JR側の荷重が影響しないものは原因者で発注をすることとなったため、今回、負担金から委託料へ組み替えを行うものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、委託先はJR九州が指定する業者に委託するのか。本市には、その条件に合う資格者がいるのか。答弁、指名願の項目の1つに鉄道という項目があります。JR九州からは、JRの鉄道関係に精通している技術者がいるコンサルタントを指名してくださいというような話があります。また、現在のところ、市内には、条件に適合する業者はありません。

質疑、今回は設計の委託だが、工事の今後の見通しはどうなるのか。また、それにあわせて用地買

収も出てくるのか。答弁、設計業務委託は今年度中に終了します。JRに、26年度の4月末までに出せば、27年度以降に工事発注できると聞いています。用地買収については、26年度に予算計上をします。

次に、都市計画関係の労働諸費の委託料1,400万1,000円は、重点分野雇用創出事業です。事業の内容は、1点目は、山田地区地域資源賦存量調査事業により、土地利用、建物、歴史、人口等の都市計画基盤調査を行い、山田地区のまちづくりに活用します。

2点目は、始良市景観計画策定基礎調査事業です。景観計画策定に向けての基礎調査を行い、良好な景観資源、地形、建造物、樹木等の把握と法規制、課題の調査を行います。

3点目は、屋外広告物調査及びデータ作成管理事業で、国道、県道、主要な市道における屋外広告物の現地調査と電子データシステム管理の構築を行い、業務の効率化を図る予定です。

都市下水路費及び公園費の工事請負費660万円は、当初予算で計上していた始良駅前都市下水路、高岡公園ナイター施設及び始良市総合運動公園屋内野球練習場の工事請負費で、4月1日の労務単価改定により約11%の上昇があり増額するものです。

歳入については、土木国庫補助金148万5,000円は、始良駅前通り線排水路整備工事の補助対応事業費を270万円に増額するため、補助金を増額するものです。総務費県補助金2,500万円の補正は、県地域振興推進事業として屋内野球練習場事業に充当します。

次に、労働費県補助金1,400万1,000円は、重点分野雇用創出事業補助金です。都市計画債1,550万円の減額は、屋内野球練習場に県地域振興事業の補助額2,500万円が確定したため、1,690万円の減額。高岡公園整備事業の事業費増による30万円、社会資本整備総合交付金事業、始良駅前通り線の事業増額による110万円の増額です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、山田地区地域資源賦存量調査費の目的について説明せよ。答弁、現在、山田地区は都市計画区域外となっていますが、始良市都市計画マスタープランにおいて、都市計画区域の検討を行う必要があります。また、都市計画区域の見直し作業においても、土地の地形、主要な道路や施設等は存在し、今後、都市化が考えられる地域について検討を行うこととなっておりますから、今回その要素を含んだ山田地区の都市計画基礎調査を実施するものです。

質疑、始良市景観計画策定基礎調査業務について説明せよ。答弁、平成24年4月に始良市が景観行政団体として県から権限の委任を受け、今後、土地利用計画や始良市景観計画の策定を行わなければなりません。今回の調査事業は、始良市景観計画の基礎調査として、市内の地形、建造物、樹木、文化財等の景観資源調査や、眺望点、ランドマーク等の景観特性等の把握を市内一円を対象として行うものです。

質疑、都市計画マスタープランは、計画区域の策定とは何も関係なくつくられているのか。これが加味されているのであれば、なぜ、改めて、その整合性を揃えなくて、こういう調査をしなければならないのか。答弁、マスタープランにおいても、潤いのある都市づくりの目標ということで、景観計画や景観条例と連携して美しい町並みをつくりましようとして書かれています。これについて具体的な調査を、今回実施していくということになります。

質疑、重点分野雇用創出事業について雇用計画が示してあるが、これは各自治体の雇用につながるのか。答弁、緊急雇用の新規雇用の採用の条件につきましては、県内のハローワークで業者が募集をかけ、さらにハローワークに登録している方を緊急雇用して雇い入れるという形になっています。原

則、始良市内の方でないといけないという条件はありません。ただ、発注側としては、極力、始良市内の方を見つけてくださいというお願いはできます。

質疑、土木債の高岡公園整備工事や下水路の工事などは、労務単価が上がって、それに伴う補正ということだが、例えば、下水路の110万円の中の人件費にあたる分、直接工事費にあたる分は何割くらいになるか。答弁、積算を行ったところ、人件費は10%上がっていますが、全て上がるというわけではなく、材料代などがあるため、全体の3から5%の値上がりとなります。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、建設水道常任委員会の所管事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 15ページの上から6行目、始良市総合運動公園屋内野球場の工事請負費というのがありますけど、これについて、この工事を施工するには、そこには地権者という方がおられますが、地権者の件についての調査、多分、当局の説明があったと。私は、このことについては質疑も行っております。それから、その委員会の中で公聴会等についての議論とか、そういうのはありませんでしたか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 地権者の件につきましては、中位の方々のもので、建築的な立場で行っていきますということで、内容的にはありました。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第52号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）について、反対討論をいたします。

生活保護基準は、これ以下では健康で文化的な生活——保障されている憲法25条ですが——ができないという国が定める事実上の貧困ラインであり、最低賃金や年金水準、課税最低限などを決めるにあたっての基準をなす重要なものであります。そのため、保護基準を下げるということは、国民生活全体の底を壊し、格差、貧困化の歯どめをなくすものであり、生活保護制度は全国民にかかわる制度であると言えます。

また、生活保護の補足率は、欧州諸国が90%前後であるのに対して、日本は——委員会では20%とっておりましたが、あれは間違いでございます。訂正してください。日本は15%が正確です——15%

程度にすぎないということで、早急に改善を図らなければならないと思います。

今回の改正は生活保護法の改正ではありませんが、この生活保護法のほうは国会の関係で廃案になっとなりますよね。で、政令や規則を変えての保護基準の切り下げとなっており、国の予算で既に740億円、これ3年間ですけれども、減額されているものです。一番大きな影響を与えるのは子育て世帯で、夫婦と子ども2人で、3年後は月15万5,000円が月14万円ぐらいになり、1万5,000円ぐらいの減になる予定となっております。この数字は、先ほど、堀議員の質疑に委員長は答えられませんでしたけれども、委員会でも、質疑答弁の中で、この数字がはっきり出されていたものでございます。委員長は正確に答弁していただきたいと思います。

今回の予算はシステム改修費86万7,000円となっており、世帯人数、年齢、居住地域基準額表の体系についても変更点があるということで、大幅な改修が必要であると説明を受けました。委員会での賛成討論の中で、法改正による——正確には法改正ではないんですけども——システム改修なので問題はないという指摘もありましたけれども、私は、基準額が下がって生活レベルが落ちることに対して賛成するわけにはいかないのです。

また、生活保護基準の引き下げに連動して、40近い、暮らしを支える制度に影響が生じます。主な子育てにかかわる制度でも、認可保育所の保育料、幼稚園就園奨励費補助、未熟児への医療費補助や慢性疾患を持つ子どもへの日常生活用具の給付制度、児童入所施設の費用徴収、私立高校授業料の減免制度などで、負担増や制度が利用できなくなったりします。

さらに、給食費や修学旅行費、学用品費などを支給する就学援助制度についても、基準が引き下げられるおそれがあります。全国で156万人、公立小中学校の15%が対象となっており、低所得世帯の子育てを支える重要な役割を果たしております。受けられなくなる世帯が広がるならば、子どもの教育権、発達権を奪うもので、子どもたちへの影響とともに、社会全体の損失も甚大であると考えられます。ましてや、最低賃金、年金水準、課税最低限度額などを決めるにあたっての基準にも大きく影響する、生活保護基準を下げるためのシステム改修であるという点で反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第52号は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第52号は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、議案第53号 建物収去、土地明渡し等についての訴えの提起についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第53号 建物収去、土地明渡し等についての訴えの提起について、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、6月26日、27日、7月1日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め審査しました。

訴えの要旨は、アミニティ開発株式会社に対し、始良市東餅田字九郎太郎2615番地3の建物を収去し、市有地、始良市東餅田九郎太郎1598番103、及び始良市東餅田九郎太郎1598番104の土地を明け渡し土地明け渡し請求の訴訟をアミニティ開発株式会社を相手として起こすにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、裁判に3か月ほどかかるということであるが、相手の代理の弁護士は市が雇っている弁護士か。相手は行方不明であるが、相手の弁護士はどうなるのか。答弁、相手がない場合は特別代理人の弁護士を立て、議決後に訴状を出し、弁護士へ委任状を出すこととなります。当初予算で計上されている85万円は家屋の解体委託料で、そのほか計上されている65万円が弁護士の委託料です。

質疑、訴状をつくり、市長決裁をもらい、鹿児島地方裁判所加治木支部に提出するということが、手続としては今後どうなるのか。答弁、弁護士とは議決をされるということを前提に準備を進めています。議決後、すぐに訴状を出せるように、案を弁護士からもらっています。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号 建物収去、土地明渡し等についての訴えの提起については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第5、陳情第1号 始良市山田地域下名地区の排水対策に関する陳情書を議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君）

登壇

ただいま議題となりました陳情第1号 始良市山田地域下名地区の排水対策に関する陳情書について、建設水道常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会は、4月9日と5月8日の2日間開会し、現地調査を含め審査しました。

はじめに、委員会を協議会に切りかえて、陳情者である山田地域活性化審議会会長池田文隆氏に出席を求め陳情の趣旨等を聴取し、その後、質疑を行いました。

次に、協議会を委員会に切り替えて、建設部長及び次長等の出席を求め質疑を行った後、陳情者の池田文隆氏外4名と執行部の建設部長外5名立ち会いのもと、現地調査を行いました。

陳情者からの陳情の趣旨等は次のとおりです。

1、星ヶ山自治会の生活道路である市道は、降雨時に冠水し通行ができない。2、排水路は県道下手山田帖佐線横に設置され、端末は山下土地改良区の用水路に接続しているため、総合的な調整が必要。3、県道下手山田帖佐線の改良が予定されており、県と市による調査と調整が必要。以上、3点の理由から、市営住宅建設の土地造成時において、地域の排水対策を十分に措置していただきたいというものです。

次に、陳情者との主なる質疑を申し上げます。

質疑、星ヶ山の排水が道路にあふれる原因は何なのですか。答弁、星ヶ山自治会の後ろが山で高い傾斜地になっていることから、大雨のときに山水が道路に流れ込んであふれます。

質疑、主要地方道伊集院蒲生溝辺線ができてからあふれるようになったのですか。答弁、道路沿いの上から来ている排水溝が突き当たったところの幅が約1m程しかなく、深さが非常に浅いのが原因と思われます。それから、伊集院蒲生溝辺線のところと県道下手山田帖佐線に行く途中のところの、上のほうが浅いようです。

質疑、地域の陳情書を出されるのは今回が初めてですか。答弁、陳情書の提出は今回が初めてだと思います。

質疑、星ヶ山自治会の戸数はどの程度ですか。答弁、26戸ぐらいです。

質疑、県道下手山田帖佐線の側溝は県の管理ですが、県道側の水が引かないから星ヶ山の水が抜けないということもありますか。答弁、山田小のところから山下土地用水路になっており、大雨が降ったときは、山田側の水門を閉じて通らないようにしています。ただし、油断をしたら用水路で流れが一緒になりますから、ここの排水溝がうまく連結していないということで、山田橋の建てかえ工事も25年から27年度で県が進めていますので、地域振興局にも、始良市の土木課と協議して進めてくださいと陳情を上げました。

次に、執行部との主な質疑を申し上げます。

質疑、星ヶ山の排水の現状をどのように把握しているか。答弁、陳情書添付の地図で、小倉さん、西郷さんのお宅の間から流れて来る水が直角に当たります。それと、左側のほうから用水も流れて来て山からの水と合わさり、水路が直角・直角で曲がっているの、流れがかなり阻害されているのではないかと思います。星ヶ山の水路は約100mありますが、これを下流側の県道下手山田帖佐線の歩道の下にある暗渠と同じような断面の水路にしますと、市の単独事業で1m当たり20万円ぐらいかかると思います。

質疑、山田小のプールの下部分の用水路はどうなっているか。答弁、余水ばけという升があって、

余水ばけを超えた水は山田橋のたもとまで、排水路を通過して本線の川に直接流れるという構造になっています。

質疑、地元の人たちから、こうすればいいのではという話はないか。答弁、ここの陳情を受けたのは初めてなので、そのようなお話は聞いていません。実際に、水があふれたので見に来るようになると言われて行ってみても、もうそのときには水はなくなっているという状況です。

質疑、公営住宅敷地から排水は全部県道側に流すということだが、西側の川に流したほうが早いのではないか。答弁、西側のほうが高いので、西側に流そうとすると地形をかなり上げないといけません。県道側の排水路がうまく機能するよう敷地内に抑制弁等を設置して、水量を抑制することになります。

以上で質疑を終結しましたが、委員から、今回の案件については星ヶ山自治会のみで解決できる課題とは言えない。県道沿いの用水、取水、堰どめ箇所を検討すること。受益者負担の課題である山下土地改良区の転倒堰を改良する必要があり、山下土地改良区と協議が必要である。新馬場地域の排水処理にかかる道路構造を見直すこと、山田地区市営住宅の排水処理対策を含め、総合的な対策が必要であるとの意見が出されました。

その後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、陳情第1号 始良市山田地域下名地区の排水対策に関する陳情書については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、陳情第2号 害獣捕獲隊陳情書を議題とします。

産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第2号 害獣捕獲隊陳情について、委員会での審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、6月26日に委員全員出席のもと開会し、委員会を協議会に切りかえ、陳情者代表児玉俊昭氏に出席を求め、審査いたしました。

陳情書の提出者は、始良市有害鳥獣捕獲隊長吉村勇氏と、副隊長児玉俊昭氏です。

陳情の内容は、始良市有害鳥獣捕獲隊は、イノシシ、シカ、サル等の害獣被害を少しでも軽減するよう日夜奮闘努力している。平成24年度は目標捕獲頭数を大幅に達成しており、捕獲隊の状況を少しでも改善していただきたい。

1、現在、イノシシ、シカの捕獲金額が1頭4,400円であるが、イノシシを1頭6,000円、シカを1頭8,000円ほどに金額を改定していただきたい。2、現在、わな免許取得時に講習会費を鹿児島県が1人5,000円補助しているが、3年計画でことしが3年目となり、来年度以降、補助が不明である。始良市の狩猟者育成のために何らかの補助及び助成を早急に対応していただきたい。3、地域の害獣対策協議会に2名程度のわな免許取得者を配置していただきたい。4、国が提案する実施隊は実績重視のやり方で隊員への負担になり、銃の事故、わな設置の事故等につながりかねない。捕獲実績に合った補助金の支給のほうで、成果、効果が出ると思われるので、捕獲隊の整備をしていただきたい。5、サルの捕獲に関してサル専属の捕獲隊を、1隊10名程度の隊員で構成する捕獲隊をつくっていただきたい。6、捕獲隊員の銃器使用者はアマチュア無線従事者の資格を有している。始良市内で発生した災害等に災害支援協力をするので、捕獲隊を有効活用していただきたい。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、わなの許可人数は何人いますか。また、わなの講習は何人受けていますか。答弁、始良市では、わな免許取得者は約50人います。有効期限は3年ですが、更新はできます。陳情では、新しく免許を取得する方への補助をお願いしたいと思います。また、講習は始良郡内で約40人受けていますが、始良市では、そのうち十数名です。

質疑、わな免許取得時に講習会費を県より1人5,000円補助していますが、3年計画とはどういったことですか。答弁、現在、わな免許取得の講習費は1万円かかりますが、そのうち県から5,000円の補助が出ます。県は補助を3年計画でしており、ことしが3年目ですが、今後も継続するか未定です。質疑、この陳情で一番訴えたいことは何ですか。答弁、年間の補助金額ではなく、捕獲補助金を上げてもらえれば、捕獲頭数もふえると思います。

質疑、サルの捕獲について、10人程度の隊員で構成する捕獲隊をつくっていただきたいとありますが、10人確保することは可能ですか。答弁、10人程度なら可能だと考えています。

質疑、害獣対策協議会について、現在の状況の説明をしてください。答弁、現在、始良市内では、上名地区は協議会をつくって、昨年2人ほど免許を取得しました。それと、米丸では1人いらっしやると聞いています。

質疑、各地区に害獣対策協議会を設置してほしいとありますが、何地区ぐらい希望しますか。答弁、できれば、手を挙げたところは全てお願いしたいと思います。北山地区や蒲生地区等、全体で20か所ぐらいあると思います。まずは、各地区に対策協議会をつくっていただきたいと思います。

質疑を終了し、陳情者退席の後、協議会を委員会に切りかえ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第2号 害獣捕獲隊陳情書については全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第7、陳情第3号 港町飲食店街活性化事業早期推進着工について陳情書（お願い）を議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第3号 港町飲食店街活性化事業早期推進着工について、総務常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会を6月26日、27日、7月1日に委員全員出席のもと開会し、審査しました。

はじめに、加治木総合支所長の出席を求め、県の地域振興局や地元の協議について説明を受け、質疑をしました。その後、陳情者である下浜自治会長の寺師秀孝氏に出席を求め、委員会を協議会に切りかえ、陳情の趣旨等を聴取し、その後、質疑をしました。

まず、執行部に、この事業に対する県の地域振興局及び地元との協議について説明を求めました。地域振興局の管理課と、今年度このような工事をしたいということで何回か協議をしています。住民からの運動もあるので、県も慎重になっていますが、近いうちに県と正式協議をすることになっています。5月14日、市民への説明会を開催し、浜通線と網掛通線を整備して、地域を明るくして、防犯、危険防止、活性化を図りたいということを説明しました。市としては安全・安心を第一と考え、地元の道路を利用される方の意見を優先して、この事業を進めていくことを申し上げたところです。

下浜自治会からの声としては、歴史的な構造物と見て石堤の現地保存を求める声もあるが、堤の90%以上がなくなっていることから、移設して後世に残すほうがよいという結論になったということと、この事業が頓挫しないように早期着工を望むという声があったということが自治会長からの意見としてありました。

また、反対に、残してほしいという方の意見もあり、特に危険ではない。専門学校の学生にも聞いたが、危険ではないという意見だということでした。

執行部との主なる質疑を申し上げます。

質疑、当初予算で、この事業を急を要するというで議決したが、地元から2件の陳情が来ている。年度内に、この事業はできるのか。答弁、4月から準備に入っていて、忘年会シーズン前の11月ぐらいまでには完成させたいと考えています。7月には発注ができる見通しを持っています。問題のないところを先にして、石堤のところは条件を整えば行うこととなります。現在、地元の方と舗装の色は何にするかなど、細かいところについて協議を進めているところです。指名委員会は先日済んで

います。

次に、陳情3号についての趣旨等の説明は次のとおりです。

この事業は自治会総会で、NTT、警察署が移転する中で、地域が活性化してよいだろうということになりました。

石堤は、文献によると1.3km程度の石積みの堤防であったと聞いています。石積みの堤防が残ったのは、何らかの理由があって残ったのであろうと考えています。当時の人たちが、どこかに一部は残そうという考えがあったのではないかと考えます。これがネックになりますと現状のままということになります。それよりは、どこかに移設してモニュメントをつくり、後世に伝える方法もあるのではないかと意見も出ました。現地保存を望む人たちの声もわからなくなりましたが、現地保存となると工事が頓挫するという懸念がありました。地元としてはきれいにしてほしい、活性化の一助になってほしいという願いがあって、こういう経過となりました。

次に、陳情者との主なる質疑を申し上げます。

質疑、商工会・港町飲食店業組合が一致団結して模索しているとあるが、自治会の総会等で確認済みですか。移設整備して当時の状況を広く周知したほうが、より効果的であるということですが詳しく説明してください。答弁、なぜこのような事業を入れたのかの理由を聞きましたが、いろんな事業所がなくなり、活性化を図るための会が持たれ、その中で賛成であったということからこの文言を入れました。県有地であることから現状のままだと市は何もしないと思います。

質疑、石堤があるからよいとは思いますが、堤防が横にあるから価値がないのではと考えている。移設とモニュメントについての考えを教えてください。答弁、移設の考え方ですが、市議会の中で現地保存を望む方もいるということも理解できます。あそこに石堤の一部を残した理由を調べてほしいということもお願いしてあります。旧加治木町が残したかったのかもしれません。そのことで、石堤に歴史の名残があると思っているが、それが活性化のネックになって工事ができないとなるといけないので、移設してこういうことだったと図面化して、モニュメントとして残してほしいと地域振興課に伝えてあります。そうしないと、自分の年代より下の世代には伝えることができなくなると思います。

質疑後、協議会を委員会に切りかえ、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、反対の立場ですが、先ほどもありましたとおり、移設の中身の要望が上っ面の状況であります。移設するにしても、立体的なものでないと意味がない。指名委員会は国道からシズミビルの間のことで、今回の石堤のことではありません。賛成討論、賛成の立場で申し上げます。これは一部移設して保存すべきだと思いますし、聞くところによると指名委員会は済んだということでした。

採決の結果、陳情第3号 港町飲食店街活性化事業早期推進着工については賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、この陳情に反対者の発言を許します。

○27番（吉村賢一君） 反対の立場から討論させていただきます。

今、この網掛通り旧護岸の取り扱いについては、議会で議決した3月の時点と状況が変わっています。今、拙速な事業計画において、世論が真っ二つに割れていることから、県が待ったをかけています。今、新たな判断を求められていると思います。

6月17日の市の広報の説明では、「石積みの部分は県が所有しているので、今後同意を得た段階で着工します」となっています。この、こういうことで、県が、保存を願う市民の声と交通安全を重視する意見との統合を求めています。両者の意見をまとめられればオーケーだと県は見解を出しているわけですが、このとき早期着工を望む自治会の意見をどうしても通したいということであれば、このまま、このとおりの改善、改良はできないのではないかと思います。少しでも安全を今より高めたいということであれば、動かすことのできない史跡はそのまま残し、一方で生活者の利便を少しでも確保していくのがベターな判断だと思われまます。すなわち、3号議案を継続審議もしくは不採択とする一方、旧護岸を残しながら交通安全の手だてを探る手法がベターだと考えられます。

このような中で、さらに対立を延長させるような自治会の陳情を採択することは得策ではありません。先ほども申し上げましたように、このままだと永遠にお互いの主張が交わることなく、現場がこの状態で放置されることになるからです。これは史跡でございます。史跡というのは独特な文化・歴史を伝えるもので、原形を保っている、すなわち、現状維持の状態で成り立つものであるということが原則であります。その考えに立てば、壊されたら二度と復元できないが、この状況でどうしたら両立し得るか、すなわち、歴史と文化のまちとしてこの史跡を守りながら安心、安全のまちづくりを行うことが必要です。

それともう一つ、この事業においては民意を大事にしていたわけではない、というのが、今回の陳情のヒアリングで判明しました。このヒアリングでは今まで交通安全上困るということで陳情したことがあったか、自治会長に問うたところ、「過去この通りの交通安全対策について要望したことはない」と回答がありました。今までそんなに困る状況はなかった、すなわち、網掛通の、少なくともこの部分においては、はっきり言って住民要望や協議を経ての安全対策の予算案提出事業計画もなかった、ということがはっきりわかりました。自治会長の陳述では、ことし3月、1週間ほど網掛通りの測量をやっている。それを見て、何なんだと、何をしているのかと確かめたら、今回の事業があることが初めてわかりましたと言われました。地域振興整備事業に寄りかかって、ことし3月まで現在の自治会長すら知らないままに、あるいは意見を聞き、調整することもなく事業の実施の話が先行していたこととなります。これは地元に対しても失礼であり、全く住民軽視であると言わざるを得ません。

なお、自治会が陳情で唱えていることの中に「歴史財産として貴重だと言われる人の意見を行政は聞くべきである」と述べているのに、行政は、「門戸を開いています」と言うばかりで、積極的にそれを広報し、解決の糸口を探ろうとする公聴会も開こうとされる様子はございません。

移設の失敗例として、今になって島津義弘公の加治木城下への引っ越しの際につくられた、末裔の欄干橋を壊したのは惜まれています。現在、一部が残されていますが、説明も全くなく護国神社内の片隅に放置されているような状況です。

また、皆様よくご承知のように土壁づくりの山口県萩市は旧態依然とした街並みでございます。車1台もやっという道でございます。でも、生活している方々も状況を心得て共存しています。今の段階で構造解明調査もなされていないことから、建造当時の技術に基づいた移設も早急にはできそうもご

ざいませぬ。すなわち、これは自治会長も望まれていることだと思ひます。例へば、この数か月という短い時間で、これまた自治会の今、言われた移設の思ひは困難です。もっと時間をかけて十分に調査されるべきであります。

今回は、予算がついてたまたまそれに自治会が乗ってきたというふうにも見られる図式でございます。いまいち緊急性はないと見られます。

それと、現在世論が2つに分かれており県も同意できない状況でありますので、この際じっくり広く、市民の意見を聞き、調整を図ってから陳情を実行すべきと思われまますので、早急に事を運ぼうという趣旨の陳情書には無理があります。

1つ、自治会の要望、保存の意見を聞く、移設する、この2つを満たすには時間的にも経済的にも無理があります。

2つ、安全対策はもちろん必要ですが、今まで要望されていないことから緊急性は低いと思われまます。

3つ、早急に事を運ぶのではなく、慎重に事を運ぶ必要がございます。

4つ、拙速に事を運んで後世に対し、不名誉な決定をした市長として名を残すようになることを危惧して反対するものです。

以上で反対意見を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、賛成者の発言を許します。

○5番（田口幸一君） 賛成の立場で討論に参加いたします。

先ほど委員長が報告されましたように、加治木町港町地区は、数年前までは九州電力加治木営業所、NTT及び民間事業所数社があり活気を呈しておりましたが、各事業所等の撤退により港町地区全体が衰退していく状況であり、さらに平成26年には、始良警察署の移転も計画されているところであります。このような状況の中、平成25年度始良市の事業として、港町飲食店街活性化事業の計画があることは、地域住民にとっては大変心強く感じているところであります。これは自治会長の報告です。

またこの事業は、商工会や港町飲食店業組合が一致団結して活性化を模索しており、地域と一体となった事業推進を期待しているところでもあります。そうした中、市道網掛通り線の整備工事予定地にある石堤跡の取り扱いが問題になっているとのことですが、このことについて、自治会で協議いたしました。

住民の意見として、この石堤は、当時は網掛川左岸から黒川まで連続していた護岸壁であり、港には石積みの突堤もあった、現在のコンクリート護岸壁に整備された時点で大部分の石堤は撤去されており、一部が残っているだけである。との状況説明や、このままの状態より移設、整備して当時の状況を広く周知したほうがより効果的である、などの意見が自治会の総会であったということです。

また、区間は道幅が狭く、地区住民の安全確保に支障を来しており、さらに加治木看護専門学校の通学路にもなっていることから、始良市として、市内で生活している学生に対して、通学路整備を図ることも大事なことでありと考へております。このようなことから、今回の港町飲食店街活性化事業には飲食店街活性化はもちろん、地区全体の環境整備も期待しているところでありますので石堤は移設、保存するなどして今回の事業を推進していただきますようよろしくお願ひいたします。ということで下浜自治会の会長寺師秀孝氏から発表になりました。したがいまして、浜通り線、網掛通り線の

整備、シャンデリアをつけ、以前の港町飲食店街に戻し、一日も早く客があふれ活性化につながることを期待して賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論ありませんか。堂森議員。賛成ですか、反対ですか。

○15番（堂森忠夫君） 賛成です。

○議長（玉利道満君） 反対がありますか。

○7番（法元隆男君） 今回のこの陳情について、活性化という点でいえば全く反対するということではございません。ただし、ここでやはり町を挙げて2つに割れているということ、この状況、やはりこのまま白黒つけるというよりも、まあ、先ほどの委員長報告の中にありました、問題のないところを先にして石堤のところは条件を整えば行うというような、執行部との質疑、答弁の中でございます。23ページのところでですね。

実は、私はさきの3月議会でこれについて質問いたしまして、そのときの答弁が「現段階ではこの石堤を文化財として保存するか否かについては早急な結論は出せないところです」と、これは3月の時点です。そして「今後、文化財保護審議会の委員を含め、多くの専門家の知見や指導を受けながら開発と保存の調整を図っていく」というようなことの答弁をいただきました。その中で、先日、文化財保護審議会の会があった中で、一応、文化財保護審議会の委員の方の意見も聴取されたようでございます。私の質問に答えていただいたようなことで、すんでいただいておりますけれども。しかし、ここにきて今、陳情がもう一つ、4号も出ておまして、やはりこの石堤を移設するか現地保存でそのまま残すか、この2つの論争ではないかと思っております。

ですから、ここで、先ほどの話で総務委員長の話で、要するに浜通線ではもう2,000万の補助がついたということになっておりますね。だから、先ほど申しましたように問題のないところを先にして、もうどんどん1工区、2工区というような分け方をして、先にもう浜通線のほうのあれは、もう着工することは何ら問題ないと思います。しかしながら、やはり網掛川通線については、やはりここで意見が二分されておるところを、もう早急に調整してこれはもう移設するか、また残すかというようなところの、ただもうこのままで、何か、走ってしまうとやはり遺恨を残すような気がしてなりません。

ですから、ここで私がなぜ反対で手を挙げたかといいますと、この陳情は「移設する」ということを限定しております。ですから、移設するか残すかというのは今後のもうちょっと課題としたいということで一応、とりあえず、移設ということに限定はできないということで反対ということの討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

○15番（堂森忠夫君） 私は、賛成の立場で討論に参加します。

陳情書の内容は、港町地区の各事業所の撤退や、平成26年度には始良警察署の移転も計画されている中で、地区全体の衰退に歯止めをするための陳情でもあります。議会でも多くの同僚議員から、加

治木港町地区の活性化への質問等で議論を重ねてきた結果として、時代の流れに沿った予算を活用して、執行部が港町飲食店街活性化事業を提案され、その予算確保の努力には賛美することができます。市民が問題とする、旧護岸の石堤部分をアスファルト舗装等の改良工事業業に対しては、石堤を移設してモニュメントにして残し、地元の安心、安全な意見を優先する陳情3号に納得し、賛成といたします。

しかし、3月議会での提案説明は、表面の石は産業廃棄物処分する内容の説明でした。この内容は、地域住民の声を無視し、現在の執行部の実績の積み重ねだけを強調するために上目線だけで判断し、施工実施に向けて、強硬姿勢で施策を進める運営に対して、港町の活性化は前進しないと受けとめた地域住民パワーが課題解決策として自治会での説明会実施に同調したととられています。その結果、当初予算の議会説明内容から変更し、陳情書が求める内容に応じて精進することにより、問題解決の道が開けたと受けとめました。この判断は、始良市の発展と下浜地区自治会の未来へ希望をつなぐことができると思います。

最後に、陳情書等により執行部は行政運営を進める上では、貴重な体験と多くのことに気づかされ反省すべき内容があったと思います。執行部の一方的な施行制では、また混乱が発生することになりますので、この貴重な体験を反省しつつ生かしていただくことを要望します。

また、今後の行政運営においては謙虚になり、笑顔と感謝で接していただき、市民の信頼を得るためには、市民の代表である議員の声に謙虚な姿勢で傾聴し、議会とは車の両輪の役目を果たすために議会が納得するような説明の場を設けることを申し上げ、以上で賛成討論の発言を終わります。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は採択です。陳情第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第8、陳情第4号 「網掛川護岸を護り活かす」について陳情を議題と
します。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第4号 「網掛川護岸を護り活かす」について、総務常任委員会
における審査の経過と結果について報告します。

委員会は6月26日、27日、7月1日、委員全員出席のもと開会し、委員会を協議会に切りかえて、
陳情者の「網掛川旧護岸を護り活かす会」代表金丸國夫氏に出席を求め、陳情の趣旨等を聴取し、そ
の後質疑をしました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

加治木の歴史は古くから河口港とともに発展してきました。旧護岸の石堤は船着き場として造られ、物資輸送に多大な役割を果たし、港町周辺の当時の繁栄ぶりは加治木の歴史そのものと言って過言ではありません。長い石堤のほんの一部が残されています。加治木の名石工西吉原市左衛門の作であることが最近わかってきました。

市は、「安心、安全なまちづくりのため」と石堤を壊し、移設するとしていますが、こちらで調査した結果、旧護岸の保全と活用と交通上の不安解消は両立できるものと確信しています。

今、全国の市町村では文化遺産、歴史的遺産を基にしてまちづくりをしているところが多々あります。また現在、島津義弘公の大河ドラマをつくらうという声が上がっています。蒲生、重富、帖佐、山田、加治木、義弘公がいた場所がたくさんありますが、石堤は加治木で唯一当時のものであり、大河ドラマが実現すればシナリオライターも必ずここを訪れるはずで。

以下、陳情者と同席されました有田義孝氏が説明をされております。

網掛川、河川付近では競りが行われており、石堤をうまく利用していた先人の英知を語り継ぐことができるのは、石堤を残してこそそのものです。移設というのは、そのまま移すのが移設ですが、皮膚の一部を剥ぎ取って記念碑、モニュメントにするというのは移設とは言えず、あまりにも貧弱ではないかと思えます。石堤は歴史的遺産というだけでなく、建造物としての文化遺産だと考えます。危険とか一部分だけだから意味がないと撤去してしまうのではなく、将来に残していかなければいけません。

以上で趣旨説明を聴取し質疑に入りました。主な質疑を申し上げます。

質疑、あの石堤は昨日今日できたわけではないが、郷土史にも載っていません。なぜ今、急に陳情が出てきたのですか。答弁、なぜ今なのか、というのは撤去の話が出たので陳情を出したということです。現在のまちおこしは、昔からあるものに付加価値をつけて外部の人を呼んでいます。あそこで工夫して加治木独自の特色をつけるのが貴重だと言っているわけです。

質疑、以前はもっと長く残っていたのを撤去されて、今の一部になったのは、ここ20年ぐらいですが、その当時に今のような運動は起こらなかったのですか。答弁、そのころは「もったいないことをするよね」という程度で、道路を作ったほうがよいとの考えからそんなに反対も起こらなかったわけですが、今考えると本当にもったいないことをしたと思えます。

質疑、港町商店街が活性化するためには、一部移設して保存するほうがよいと思うがどうですか。答弁、私たちは全部を残したいと思っています。立体的に移設するのか、剥ぎ取ることを言っているのか、剥ぎ取りは移設ではありません。

以上で質疑を終了し、協議会を委員会に切りかえて討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、この討論については、委員会審査も含め、最終本会議でも反対討論もなく賛成多数で決されています。それを覆す行動を起こすことが大変遺憾であり、意思決定機関の根幹である、議会の民主主義の理念も守れないし、議会軽視にとられてもいたし方ありません。今回、陳情に多数の署名がありますが、重複したものや県外のものもあり、信憑性に疑問があります。安全、安心のために早期着工を粛々と取り組んでもらいたいと思えます。

賛成討論、県のほうでも保留状態になっており、いろんな意見が調整されておらず、個々の状態から見ても、あるものを生かしてまちづくりをするほうがよいと思うため賛成です。

採決の結果、陳情第4号「網掛川護岸を護り活かす」について陳情は、賛成少数で不採択すべき

ものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。本件については、委員長の報告が不採択のため、まず、この陳情に賛成者の発言から許します。討論はありますか。

○27番（吉村賢一君） これは歩道、車道を分離し、住民の安全も加味した提案であります。これだけ多くの署名者の史跡を守ろうとする側の意見を尊重し、なおかつ生活者への配慮も込められたものであります。基本は都市計画マスタープランの4つの大項目の中の（2）「まちの活力を維持し、発展させる。恵まれた交通条件や自然歴史的文化資源、都市的集約を生かして」云々、（3）の「豊かな歴史文化、自然環境を守り、生活の基盤として生かす」云々に基づいた提案であります。現場は、いち松とらやから先は行きどまりで、一般車両通行禁止の堤防管理道路です。左折すれば、八坂神社前の道路もようやく車1台が通れる程度です。全く離合はできません。旧護岸を撤去して、あそこを2車線にしても投資効果は不十分なものと考えられます。

九州内の事例として、柳川市の運河を残したという事例があります。どぶ臭いので埋め立てられようとしていた運河を一職員が市長に「この運河を埋め立てて台なしにした汚名を市長がこうむるのですか」と訴えたこともあって残ったと聞いています。

この陳情は、物言わぬ史跡に成りかわり、保存を訴えているものです。市長と議会の判断によってはこれが壊されること、もしくは表面を剥いだまやかしの移設であれば、それは私の良心としては、欄干橋の移設と同様であり、恥じるものでございます。

早急な取り壊しは禍根を残します。災害復旧等、緊急を要する場合は当然あり得るわけですが、この件に関して緊急に壊す理由はありません。このように貴重な歴史財産がある箇所は、行政が歴史やその背景を調べた上で、そのような事実を広く市民に知らしめ、市の長期計画の中でしっかり時間をかけて検討すべきでしたが、今回は少し拙速に過ぎました。

この陳情は、貴重な歴史史跡を残しながらも通行する人の安全を配慮することも考えてあり、改良計画をする際のたたき台としても大事な提案と考えます。

なお、通行する人の少なからずが不安を訴えていますが、実際の聞き取りによると、大方が、さほどの交通量でないので譲り合いの精神で事故なく歩き通り過ごされております。

先ほどありました加治木看護専門学校の通学路指定という話がありました。ただし、ここは通学路は指定されておられません。それと、加治木看護学校の生徒については、先ほど委員長の報告でありましたように、加治木看護学校の生徒は危険を全く感じておりません。

県は保存派と通行安全派と両者の折り合いを求めているなら、この際、できることはこの要望をたたき台にすることではないでしょうか。

1つ、移設調査検討するよりも、保存するほうが経費的に安価であります。

2、史跡保存と交通安全の折り合いをつけようとするものでありますし、このまま残して周辺を整

備をしようとするならば、市単独予算でも可能であり、現実的な提案であると思います。

今回の、史跡を残しながら港町の活性化を訴える一方、生活者との折り合いを求めようとするこの陳情書はもっともな訴えだと思いますので、賛成討論といたします。

以上。

○議長（玉利道満君） 次に、反対者の発言を許します。

○16番（東馬場 弘君） この陳情4号に対しまして、反対の立場で討論いたします。

加治木港町飲食店街活性化事業は、平成25年度第1回定例会の一般会計当初予算に提案されました。この事業議案の内容は「石堤の撤去による整備も含めた網掛通線と浜通線の舗装工事」街路灯設置や誘導灯籠の設置などであります。

この議案については、委員会審査も含め、最終本会議で反対の討論もなく、既に可決されております。なのに、その前に、先ほどの陳情第3号におきまして、状況は変わっているという言葉がありましたけども、その後は状況は何ら変わっておりません。強いて言えば、一部の人たちが世論を2つに分かれさせようと状況を変えようとしているだけでございます。なのに、議会が予算可決したにもかかわらず、あえてこの事業を覆す行動を起こすこと自体、大変遺憾であります。

予算の決定では、首長の定数の権限を覆すような修正はできないことになっております。このことは、意思決定機関の根幹である議会制民主主義の理念も守れない、これこそ議員資質を問われ、議会軽視と捉えてもいたし方ありません。

この堤があったとされる場所の現状は、過去に全てコンクリート護岸壁に整備されております。このため、ほとんどの堤は撤去されており、現在はほんのわずかしが残っておりません。この堤は、歩いてみますと表面の段差はひどく、常に車両が駐車されており、非常に危険きわまりない状態です。このような状態では文化財とか歴史的財産には当たらないのは明白であるばかりか、このような動きには地元の意向に反しており、平和な港町に混乱を招くことになってしまいました。非常に残念です。

この堤がそれほど重要なのであれば、ここを残そうと言っている一部の人たちはなぜ今日まで保存について事を起こさず黙っていたのでしょうか。

それに、今回、陳情書に多数の署名が添えてありますが、その内容を精査しますと、名簿には数名の重複した名前や、また、市外、県外者の署名も多数あり、中には遠く宮城県からの署名もありました。署名は本人自筆が基本ですが、それがなされていたのか、そして署名した人のほとんどが陳情の内容を十分把握して署名されたのか、と、この署名の信憑性には非常に疑念を抱きます。

また、この堤の一部を別の場所に移設して残そうという話もあるようですが、移設はその意味をなさないもので、移設などせず、当初の計画どおり全面撤去し、早急に整備を望むものであります。あえて残すとするならば、始良市が発刊する郷土史に写真つきで、その内容を詳しく載せて後世に残すのが一番有効な方策であります。

ここで、当局に強く申し上げます。議会で可決されたことを重く受けとめ、そして臆することなく地域住民の安全、安心の確保と明るい港町飲食店街の環境整備に粛々と、この事業を変更することなく、早期着工に堂々と取り組んでいただきたい、そして、ぶれないでいただきたい、ことを申し上げて反対討論とします。

○議長（玉利道満君） ほかに賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） ないですね。

じゃあ、反対の討論はありませんか。

○15番（堂森忠夫君） 反対の立場で討論に参加いたします。

この事業においては、既に予算を可決した状態でありますが、今の時点での県側の評価は、あまりよくない状態です。執行部提案は、表面の石を一部だが移設し、モニュメントにして残し、事業を施行する方向で修正が整い、陳情第3号が採択されましたが、この陳情は旧護岸を現状保存することを強く述べられている内容でした。

この陳情によって、議会と執行部との意見対立が続くと、県は慎重な対応を追われることになり、県が予算を白紙に戻すようになりますと、今後において始良市のイメージダウンにつながり多くの事業に支障を来すことが予想されます。

よって、始良市のイメージを回復するためには、賛否をはっきりと表現し、事業がスムーズに遂行することを優先するために反対といたします。

しかし、今回の陳情書を提出するまでの経緯説明を聞くと、70名が署名活動に参加され、約2,900名の署名簿が提出されています。金丸國夫会長を中心とする人たちは始良市を真剣に愛し、行動を起こしていただいた内容がある。今後のまちづくりに勇気と希望を与えてくださった貴重な団体です。陳情では、港町の活性化や安心、安全なまちづくりと歴史財産の3つを調和させて、始良警察署や各企業が存在したころの活気をどのように育むかを真剣に考えて行動されています。この団体に、市長は敬意と感謝を込めて、この3つの事業をコラボし、市外から観光客を迎えるような事業展開にも努めるべきです。

始良警察署の移転に伴う港町の活性化事業については、陳情第3号と共通する点がありますが、市独自の判断で「安心、安全のまちづくり」という名目で突如に提案されたことにより、まちづくりに取り組む各団体から、歴史の重みを重要視しない執行部に対しての忠告的なクレームの声が爆発したと捉えています。

今回の陳情を教訓に、始良市の羅針盤的な位置にあるトップは、常に市全体の奉仕者として謙虚な対応と市民目線で判断することを強く求め、今回の市政運営の判断は多くの市民に混乱を与えた責任をとり、三役は市民に対して謝罪を求める分野もあります。

以上で、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

○7番（法元隆男君） 一応反対という立場でですね、これ、ちょっと聞いていただきたいんですが。

やはりこの陳情は、もう現存のまま残すということが趣旨の陳情でございます。私は第3号で、移設するということに対して反対しました。ですから、何を申し上げたいかということ、まだ議論が煮詰まってないと、要するに意見集約ができてない状況で、両方とも限定しておりますので、これを、本来なら継続を望むところですが、先ほどから申し上げましたように第1工区と第2工区にして、もう

1 工区はどんどんもう活性化の、浜通線はもうやりながら、その網掛川通線の件については、要するに今のこの陳情4号のような形で残すか、または3号のように、移設するかという辺の議論をもうちょっとした上で結論を出したいということで、今回のこの第4号は現状維持を限定しておりますので反対ということで討論させていただきました。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は不採択です。陳情第4号「網掛川護岸を護り活かす」についての陳情を採択することに賛
成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立少数です。陳情第4号は委員長報告のとおり、不採択とすることに決定し
ました。

ここでしばらく休憩といたします。午後は13時15分から開会いたします。

（午後0時12分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分開議）

○議長（玉利道満君） 日程第9、議員定数等調査特別委員会の始良市議会議員の定数に関する報告を
議題とします。

始良市議会議員定数等調査特別委員会委員長の報告を求めます。

○議員定数等調査特別委員長（法元隆男君） 登壇

議員定数等調査特別委員会の調査におけるその経過と結果について報告いたします。

始良市は平成22年3月、県内としては最後の合併市として誕生しました。合併に先立ち合併協議会
は協定項目6において、1、議員定数の合併特例は適用しない。2、定数については地方自治法第91
条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、最初の選挙は旧町ごとの選挙区で旧始良町16人、旧加
治木町9人、旧蒲生町で5人とする。3、今後の定数については、合併後の始良市議会で検討する
ということを定めました。

合併後、協定項目に基づき平成23年第1回定例会において、議長を除く全議員28人で構成する議員
定数等調査特別委員会が設置され、委員長に玉利道満、副委員長に有馬研一委員を選出し調査活動に
入りました。

その後、平成24年第1回臨時議会の委員構成で委員構成変更により、委員長に法元隆男、副委員長
に上村親委員を選出して調査活動に入りました。これまで14回の委員会を開催し、地方分権時代に
おける適正な議員定数について論議してきました。主な審議経過としてまず平成23年6月17日無記名に
よる自由な記述の議員アンケートを実施し、その結果を踏まえて特別委員会では定数削減は必要かに

ついて協議し採決した結果、26対2で削減すべきとの結論に至りました。

次に、始良市議会は平成24年4月1日を施行日とする始良市議会基本条例を制定しました。その目的は、議会は責務と役割に基づき公平性、透明性及び独自性を持った合議制の機関であり、市民福祉の実現のために市民と協調のもと、みずからの創意と工夫によって市のまちづくりを推進するとしており、第17条には市議会は議員定数の改正にあたっては広く市民の意見を聴取するものとする規定しています。

これを受けて、市民の意見を聴取するため対象人数は無作為抽出による3,000人とし、市内に居住する18歳以上の方を対象とした市民アンケート調査を実施しました。このアンケート調査は期間を平成24年11月1日から12月31日までとし、回答者数は1,209人、40.3%でした。アンケート結果は定数30人が277人、26人が54人、25人が306人、24人が110人、20人が189人という回答がありました。

特別委員会では市民アンケートの意向を重く受けとめ、再度議員アンケートによる調査を記名方式で実施しました。その結果、定数24人と25人が50%を超えたため平成25年3月25日、議員定数等調査特別委員会を開会し、採決した結果、24人とする事で結論としました。その結果を基に議長より諮問された今後の議員定数のあり方について、諮問機関である議員定数等調査特別委員会として、始良市議会議員の定数は24人が妥当であるとの結論に至りました。

以上で、議員定数等調査特別委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） 日程第10、発議第2号 始良市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号は会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

発議第2号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

法元隆男議員ご登壇ください。

○7番（法元 隆男君） 登壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

○24番(堀 広子君) 発議第2号 始良市議会議員定数条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論に参加いたします。

今回の発議第2号は来年4月に行われる予定の市議会議員の定数を定めるものです。議員定数の削減は国が進めてきた小さな政府構想の地方自治体レベルでの具現化です。目的は予算、コスト削減のためと言われております。

全国各地の自治体で議員定数を削減する動きがある中、当市の特別委員会においても市民アンケート調査結果を踏まえた協議の上、議員定数を6人減らし30人から24人とする決定が行われました。アンケート結果は定数25人を求める意見が一番多く、次いで30人、3番目に20人そして24人という回答でした。ここで重要なのは定数削減を求める背景には国民、市民の政治に対する諦めと不信感があるということです。

市民から寄せられました意見を尊重することは大変重要なことです。そして何よりも重要なのは市民が何を望んでいるか本質をしっかりとつかみ取り、それらを実践していくことです。アンケートに限らず議員の皆さんは多くの市民の声を日ごろから受けとめていることでしょう。

福祉を充実してほしい、教育をしっかりやってほしい、子育てしやすい町にしてほしい、老後安心して暮らしたい、まさに市長が常々掲げておられる県内一暮らしやすいまちづくりの考えと市民の思いが合致しているわけです。しかし、予算削減のために議員定数を削減し小さな政府・自治体にすることと、暮らしやすい始良市をつくることは全く矛盾し相入れるものではありません。

そもそも小さな政府・自治体というものは、より少ない歳出と低い課税のもと最低限の福祉があればよい、そのかわり国民、市民への負担は小さくします。

ですが、自己責任ですよという消極的な政府・自治体のあり方です。現実には、市民への税の負担は増すばかりですから、小さな自治体をつくる条件すら整っていないわけです。そこで今、議会がなすべきことは国民、市民の政治に対する諦め、不信感情をなだめるために議員定数を減らすことではなく、市民の信頼を勝ち取り期待、希望持ってもらえる行政をつくり上げることです。アンケートの中にはなかなか鋭いご意見もありました。

議員の数が少なくなれば市民の声は届かなくなるというものです。実際に旧加治木町において議員定数を大幅に削減いたしました。議員が少なくなった分、住民の声は届かないばかりか、議会運営や委員会で丁寧に議論することが困難なときもありました。まさに民意の反映が薄くなり議会のチェック機能も低下いたします。アンケートには少数精鋭を求めるご意見も多数ありました。

暮らしはますます悪くなる中、議員の活動が見えない、議員が少々減っても変わりはないという市民の思いが伝わってきます。その思いの本質はもっと頑張してほしい、議会に市民の声をちゃんと届けてほしいということではないでしょうか。定数を減らしたら行政と住民のつながりが今以上に薄くなるというアンケートでの答弁もございました。

この広い始良市の住民の暮らしを守るために市はさまざまなネットワークを張り巡らし、取り組みを進めていると思います。そして、議員一人ひとりも多くの住民と広く深く結びついています。一議員が縦、横の細やかな網目となって市民の声を行政で実現させています。議員の数を減らし市民を包み込むこの網目を荒いものにしてはいけません。議員に精鋭となってほしいと願う市民の思いに応えるためにも定数削減には反対です。

また、市民の暮らしを脅かすような国の決定に対し、最後の最後で市民の立場を貫き市民を守ることができるのは議員であり議会です。市民が望む真の議会改革は安易な定数削減でごまかされたものではなく、議員一人ひとりの真摯な取り組みによってのみ、なし遂げられるものだと申し述べ、討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第11、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。発議第3号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

法元隆男議員登壇ください。

○7番（法元 隆男君） 登 壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。発議第3号 地方財政の充実強化を求める意見書は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第12、議案第57号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第2号）を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） **登** **壇**

議案第57号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回は、農業費国庫補助金及び県補助金の交付決定に伴う2事業について追加補正を計上いたしました。まず第1条、歳入歳出予算の補正につきまして歳出の補正内容を申し上げます。7ページの農林水産業費関係について申し上げます。農業振興費442万6,000円の追加は電気柵の設置などにより鳥獣被害防止に取り組む始良市鳥獣被害防止対策協議会への補助金435万3,000円と米生産調整推進事業に取り組む始良市農業再生協議会補助金7万3,000円であります。

いずれも平成25年度当初予算に計上した事業予算であります。国、県補助金の増額決定通知を受けましたので今回補正予算を追加でお願いし、本年度の事業に早急に取り組むものであります。

以上、歳出予算について申し上げますが、これらの補正総額は442万6,000円の追加となり補正後の歳入歳出予算総額は275億6,343万9,000円となります。この財源といたしましては5ページ及び6ページに掲げてありますように、国庫支出金435万3,000円と県支出金7万3,000円で対処いたしました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） この7ページ、7ページの市農業再生協議会補助金ちゅうのがありますけど、この市農業再生協議会の中身を説明して下さい。2番目には市鳥獣被害防止対策協議会これは陳情にも出ておりましたが、あわせてこの中身を説明してください。小さくまた質疑します。狩猟者は何人ですか。2つ目にイノシシ、シカ、サル等の捕獲の実態はどうなっておりますか。

3点目、捕獲したものはどのように処理するのですか。4点目、シカの森林被害、ヒノキへの被害はどうなっておりますか。これはヒノキへのというのが出ておりましたので。5点目、農作物等の被害はどうなっておりますか。1回目は以上です。

○農林水産部長（安藤政司君） お答えいたします。

田口議員の1点目、2点目のそれぞれの協議会の中身につきましては私のほうで説明をさせていただきまして、あとの5点につきましては担当課長のほうよりご答弁させていただきたいと思っております。

まず農業再生協議会でございますが、これは関係機関、団体と一体となりまして低コスト高品質の売れる米づくりを推進しますとともに、米の生産調整に係ります飼料用米としての新規需要米や焼酎こうじ用向けの加工用米についても、水田を有効活用して需要に応じた生産拡大を推進しております。

また、畑作物につきましても既存の産地を中心とした適地適作による生産の安定、品質の向上に努めるとともに農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、認定農業者を含む担い手や集落営農の育成及び確保の施策を推進することを目的としている会でございます。事業としましては、水田畑作農業推進事業として経営所得安定対策の推進、昨年までは戸別所得補償という事業名でございましたが、本年より経営所得安定対策ということで事業名称が変わっております。

それと、集落営農の育成支援、農地対策事業としまして農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、また担い手育成総合支援事業として認定農業者、新規就農者の育成確保に関する事業を実施しております。委員の構成につきましては、市長を会長としまして議会、あいら農協、農業委員会、土地改良区、生産者、消費者、集荷業者、加工団体など代表の方16名で構成されております。

次に、鳥獣被害防止対策協議会でございますが、本協議会は野生鳥獣による被害防止対策の充実、強化を図るとともに関係機関の連携のもと総合的な被害防止対策を確立し、農林業の被害軽減等に資することを目的として設置しております。主な活動としましては、鳥獣被害理解促進活動として集落単位で被害防止対策のDVD視聴研修、鳥獣被害防止集落取り組み推進活動として集落環境点検や環境改善の活動計画の作成支援、ロケット花火による追い払い活動の説明、電気柵等の設置協議などを実施しております。

委員構成につきましては、市の関係各課、県農業委員会、始良西部森林組合、あいら農協、農業共済組合、県鳥獣保護委員、有害鳥獣捕獲隊などの代表者16名から構成されております。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

狩猟者につきましては、平成25年2月末で登録されている狩猟者数は131名でございます。イノシシ、シカ、サル等の捕獲の実態は平成24年度の有害鳥獣の捕獲につきまして説明しますと、イノシシ233頭、シカ107頭、サル9匹、アナグマ10頭、カラス118羽、ヒヨドリ300羽捕獲しており、平成23年度に比べ捕獲数はふえております。

3番目の捕獲した鳥獣の処理につきましては、捕獲者がみずから食用としてさばいたり、そして適切な方法で埋設など、みずから処理している状況でございます。シカのヒノキなどへの森林被害につきましては、ヒノキなどの木の皮が剥がれたりするということでシカの被害が見受けられるわけですが、平成24年度につきましては森林所有者からの被害報告は受けておりません。平成25年度は森林所有者から2件ほどヒノキ等の被害の報告を受けておりますので有害鳥獣の捕獲隊への捕獲の指示を行っているところでございます。

○農林水産部次長兼農政課長（大迫 久君） 農作物の被害はどうなっているかというご質問ですが、平成24年度の農家から被害報告があった農作物の被害額は水稲643万1,000円、野菜97万円、飼料作物27万2,000円、芋類2万8,000円、果樹2万円の754万1,000円でした。

鳥獣類ごとに申し上げますと、イノシシ599万3,000円、シカ9万7,000円、サル8万6,000円、カラス18万7,000円、ヒヨドリ18万円、ハト1万7,000円、スズメ91万2,000円その他けもの類ということで6万9,000円になります。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 今、部長、担当課長、次長の説明で相当な被害が出ているということがわかりました。また、この市農業再生協議会は市長や議長を含んで16人、鳥獣のほうも16人ということがわかりました。しっかりした2つとも協議会だということがわかりました。

次に、この6ページの米生産調整推進事業補助金7万3,000円とありますが、先ほど担当課長の説明で上がったんですが、一応質疑をしてみます。

1点目は米生産調整はどのように現在なっているか、始良市の減反面積についてです。これは、始良市は一つですけど始良地区、加治木地区、蒲生地区そういうふうに説明、そして合計が幾らというふうに説明をしてください。

それから2つ目ですけど、先ほど担当課長の答弁も出てきましたが耕作者に支払うお金はどうなっているか、以前は戸別所得補償制度というような言葉をちょっと脳裏に焼きつけているんで、これは同僚議員も何か一般質問で戸別所得補償制度ということのをさきの議会で一般質問をされたということのを記憶しております。このだから、耕作者に支払うお金はどうなっているかと、それと支払う時期はいつかと2点目はこれです。

3点目、農業後継者の実態です。例えば、認定農業者とかいろいろあると思うんですが、そういうような農業後継者の実態について説明をしてください。

○農林水産部次長兼農政課長（大迫 久君） 始良市の米生産調整はどうなっているか、また減反面積はどうなっているかというご質問ですが、現在、米の生産数量目標の配分ルールを設けまして、現在、今進めております。認定農業者に経営面積の70%それから担い手農家に60%、一般農家に56%と米の生産数量目標を差をつけて配分することで認定農業者、担い手農家への農地の集積を進めているところでございます。

今月の8日から26日にかけてまして転作の確認調査を今後進めていく予定でございます。平成25年度の始良市の米の生産数量目標は976haであります。総面積が1,645.4haでありますので、差し引きいたしますと668.7haが減反面積になろうかと思えます。

また、地区別についての面積ということでございましたけれども、地区別の減反面積については把握をしていないところでございます。申しわけございません。

続きまして、耕作者に支払われる補償金の時期はどうなっているかというご質問でしたけれども、補償金の支払いに関しましては米の所得補償交付金、これを12月に例年支払っております。また、水田活用補償交付金、転作物に対する補償金でございますけれども、これを3月に支払っております。

それから3点目の農業後継者の地区別の実績と専業農家の地区別戸数の件でございますけれども、平成23年度より新規就農者奨励金を支払っておりますが、現在10名の方に奨励金を支払っております。

地区別に申し上げますと、始良5名、蒲生3名、加治木2名であります。そのうち、後継者は3名で、始良が2名、加治木が1名であります。それから専業農家の戸数につきましては、平成22年の統計調査では総農家戸数が2,209戸に対しまして専業農家は573戸になります。25.9%の割合になるかと思えます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） よくわかりました。今、次長が地区別のあれは把握していないということですが、議長あともって提出してもらうちゅうことはいかがでしょうか。それと、同僚議員、湯之原議員がさきの一般質問で出されたんですが、今、この耕作者に支払うお金は12月と3月という答弁でしたが、これは24年度実績としてこのとおりに支払われているのかどうか、それから25年度の見込みですね。まず、1点は24年度は今言われたように12月と3月に支払われたのか、それで、25年度の支払う予定12月と3月、そうだと思うんですが、そこを説明してください。

○農林水産部長（安藤政司君） 田口議員の一番最初にありました地区別の面積なんですけど、これにつきましては先ほど次長のほうでも申しましたように、始良市の総面積1,645.4ha、これに対して国から米を植えていいですよという面積が976ということで来ますので地区別でどんだけの植えていいということではないので、市全体で来ておりますので地区別ということでの振り分けはちょっとできないかと思えます。あとはもうそれぞれの面積を全部拾い上げてからとなりますので、一応そういうことをご理解いただきたいと思えます。

それと、耕作者に支払われる補償金の時期でございますが、これにつきましては25年におきまして12月それと26年3月ということで事務処理を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（湯元秀誠君） 7ページの鳥獣被害防止対策事業の中での協議会補助が435万3,000円これは集落ぐるみの電柵器の、申請に伴う追加になるわけですかね。

○農林水産部長（安藤政司君） それになります。

○3番（湯元秀誠君） 中身について教えてくだされたらよかったですけど、それを言えばよかったですね。今、例えば、集落ぐるみで鳥獣被害の点検等やっているところありますよね。今、私もやったところ27年度ぐらいでないと事業導入できないんだという話でそううちくわるらいね、といろいろ話も出ておるんです。今回、まあこうして追加補正で国のあれがこう通知が来たということで、これで前倒しになっていくような形になっていくのか、今、点検をして今年度申請をすればこれ事業に乗られるのはいつごろの時期になるのか、それと今、この待機組といいますか集落ぐるみでこの事業を待ってるところはどの程度あるのか、これは国の国庫補助金に乗っからないとこういう類いの事業はやらないつもりなのか、やはり迫ってるんですよ、現実には。農家の方々含めて集落も。ですから、サル退治、サル被害にしても皆さん方悠長なこと思ってらっしゃるかもしれませんが、もうすごい被害です。ですから、1回1回サルもなれているけれども、人もなれてきたということで細んか被害も言わんとですよ、はっきりした話が。それはひどいもんですよ。

ですから、ひとり暮らしのおばあさんたちは特に怖がってる傾向もあります。追っ払うにしても、もうなれてきてますので、そういうこと考えますとこういう国の交付決定がないとこういう事業に乗っけないと、鳥獣防止対策はできないんだという始良市のスタンスであれば、ちょっと考え問題だなと思えます。

熱を入れてこれを協議してほしいんです。今、言ったその具体的に何件ぐらいあって、これはめどがどのぐらい時期までなると立つのか、そこらあたりをお知らせください。

○農林水産部長（安藤政司君） 今、湯元議員のほうからありました事業の進むといいですか、採択の時期等のずれ、あるいはその事業実施できる希望等かということにつきましては、25年当初で前年実績、要望実績の3割ぐらいを予算は来ないのかなということで想定して予算組みをしておりましてけれども、計画の100%来まして、25年度におきましては、触田集落、宇都集落、春花集落、船津集落、

米丸湯川原集落、以上の5集落の計画どおり全て実行できるということになりました。これの面積が延長になりますと6,000m、3,000m、9,000mというような数字になってまいります。

金額では、この事業で電柵で709万ほどになります。それと、また、箱わなこれの購入も計画しているところであります。いずれにしましても議員ご指摘のありましたように、集落での環境の改善、鳥獣のすみかをつくらない活動そういうもの、それと残渣を捨てないという活動、そういう推進をする中で地域で鳥獣害の防止に取り組もうという熱意のある集落から事業を実施していくということになります。

今後、この国の事業がいつまで続くかということについてはわかりませんが、国のほうでも鳥獣害の対策については十分な予算措置をしていただけるものというふうに考えております。もしなくなりましたも、市単独での事業というのは継続していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 二、三お尋ねいたします。ちょうど6月28日付のこの農業新聞にいい内容が出ておりましたんで、それを引用しながらお尋ねしたいと思います。本市は当初280万予算を組まれて、ほとんどこの鳥獣被害対策については、電気柵が主だと思っておるんですけど、その当初では設置の電気柵の総延長が26kmということでございます。

今回のこの電気柵等を含めての鳥獣害被害対策に対しての電気柵の延長、それと全体の総延長も含めて先ほど同僚議員の質問に対して、被害の内容あるいはまた捕獲頭数等が答弁されましたが、これらのさまざまな当初からあるいは旧町からずうっと相当な予算投入しておるんですけど、被害が減った、それからイノシシ等を含めて捕獲数がふえたということで、そのこと自体が効果が出ているというふうに捉えるのかどうかです。これはまず一つお聞かせください。

それと、ちょうどこの鳥獣害対策の専門家として知られる近畿中国四国農業教育研究センターの井上さんという方がこんなふうにおっしゃってるんですよ。住民は捕獲を主張されますがそれも大事だけでも、とるだけでは限界があるというふうなことをおっしゃってるんです。侵入を食い止めることが大事だと、いわゆるソフトとハード面を組み合わせないと、なかなかこの一時的に捕獲しても被害が若干減っても、これはゼロにすることが一番の対策なんだというふうな捉え方をしておられるのかどうか、これが2点目。

それと、せっかくこの電柵を張るんですけどその電柵のいわゆる緩みや通電、電気がよく流れてるかどうかその——テスターをというんですか——はかる器具等の問題についてはどのようにお考えいらっしゃるか、この3点です。

○農林水産部長（安藤政司君） 当初予算では370万を計上しております。それと、今度の追加の補正予算によりまして、先ほど申し上げました5集落における電柵の延長でございますが、距離にしますと2万4,650、そして総延長二段にこう電柵張っていきますので、総延長になりますと5万4,540mを計画いたしております。

それと、鳥獣害の被害をゼロということで考えているのかということでございますが、ゼロになれば一番いいと思いますけれども、なかなかそうはならないというふうに、難しいと考えます。

ですので、先ほど申しましたように、議員お示しいただきましたけれども、その追い払いあるいはソフト、ハード面、けものが住みにくい環境をつくる集落での取り組み、やはりそれも、駆除あるいは電柵そういうハードの整備とあわせて、必要なソフト面の活動ではないかというふうに考えております。

それと、テスターの件でございますが、一応この維持管理につきましては、各集落ごとをお願いして維持管理をしていただくということですので、その集落で、きちっと管理については見守っていただければというふうに考えております。

以上です。

○29番（森川和美君） 電気柵の管理ということでございましたが、今の答弁では、そのような通電等のきちっと電気が流れているかというテスター等は、きちっと配布していないというか、あるいはつかんでいないというふうに理解していいのかですね。それと、その全体の電気柵の周辺のいわゆる非農家と農家、そこらの割合がわかるんですかね。というのが、この専門家は、非農家も防止活動等々、行政、農家、非農家あるいはJA等々が共通認識の醸成を持たないと、なかなか被害は減らないということをおっしゃっているんですが、そういったことも含めて、ご答弁ください。

○農林水産部長（安藤政司君） テスターの配布はしておりません。それと、各集落における農家、非農家その数字についても把握はしておりません。ただ、先ほど申しましたように、集落ぐるみでの取り組みということで、集落の裏山のほうにネットを張られたり、電柵を回したりとか、その地域の実態に合った形で電柵の設置等についてはされております。それにつきましては、先ほど協議会の中身の説明でも申し上げましたが、集落ごとにお集まりいただいて、DVD、先ほどの井上先生のほうのDVDありますので、それらを見ていただく中で地域での取り組みに生かせないか、そこいらも協議をいただいて、合意形成できた集落で取り組んでいただいているというのが現状の事業の推進状況であります。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

○23番（里山和子君） 減反面積を先ほど平成25年度で667haぐらいと言われましたけれども、これは、減反面積の推移は最近の動向はどうなっているのかどうかということと、それから、米の生産調整推進事業に取り組むというふうに説明がありますが、この推進事業の事業内容、減反面積を国がふやせと言ってきて、それを推し進めている協議をしているのかどうかということですね。それから、7万3,000円というのは小さな金額ですけども、これの使途明細は何に具体的には使われるのかということをお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（安藤政司君） お答えいたします。

昔は、減反ということで田んぼを休みなさいと、休んでくださいということをお願いしておりましたし、そういう事業でございました。今は、これだけ植えつげができますと、米はこれだけ植えてくださいと、植えていいですよというんでしょうか、そういう形でおりにくるのが現在の生産調整にかかる事業でございます。

それが、先ほど次長が申しました976ha、米の生産数量目標です。そして、それを数量に換算しますと、始良市の場合、反収493kgとれるでしょうということで、全体のトン数に直しますと4,803.7 t、これが米の生産数量の目標です。昔は、耕作反別の何割を休んで休耕してくださいというような事業でありましたが、今は、今ご説明申し上げましたように、生産数量としてこっだけ始良市は米の生産を目標としてくださいということになっております。市としましては、農家の方には有効に水田の活用をしていただければ、こういう生産調整の推進はしたくないというのが実情でございます。

ただ、そういう施策の中で、事業を推進する中では当然反収、所得が上がる作物なり、休むあるいは休んでほかの作物を植える、あるいは米を植えてそれを加工用米、飼料用米として出荷していただく、その際には、国の施策の中で補助金がつきますので、それらを活用して反収を上げていくと、その取り組みは当然していかなければなりませんので、この協議会の中で協議をしながら、農家の方々に推進をしたり協力をいただいていると、関係機関も一緒になって行っているというのが実情でございます。

以上です。

○農林水産部次長兼農政課長（大迫 久君） 今回の補正の7万3,000円の使途ですけれども、本市農業再生協議会が新規に行う水田農業推進計画の策定、これは県がまずつくりまして、県の農業再生協議会がつくれますけれども、それに基づいて市のほうもつくることとなります。その策定及び進行、管理や水田の高度利用等の推進などの執行に関する事務費として使用するものでございます。

以上です。

○23番（里山和子君） ちょっと、減反面積の推移の答弁はなかったと思うんですけども、減反面積としては、以前からすると減ってきているのかふえてきているのかということをもう一度お答えいただきたいというのと、それから、先ほど、米の生産調整のことで、認定農家が70%、担い手農家が60%、一般が56%というような数字が出てきておりますが、この認定農家、担い手農家、一般農家の戸数がわかっておりましたらお知らせいただきたいのと、この70、60、56というパーセントの数字は何を意味しているのか、もう少し詳しくご説明ください。それから、専業農家が全体2,209戸のうちの573戸で25.9%ということでしたが、専業農家はどのようなこの推移をたどっているのか、ふえているのか減っているのかですね。兼業農家との関係はどうなのかお尋ねいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 減反面積の推移ということでございますが、先ほど申し上げましたように、今は、減反面積ではなくて米の生産数量目標面積が配分されてくるということです。当然米の生産数量の目標面積が減ってきておりますので、減反のそれに減反の面積というものはふえているというふうにとれると思います。それと、認定農業者、担い手農家、一般農家ということでございますが、これの戸数につきましては、認定農業者が56、担い手農家が220、一般農家3,869、合計しますと4,145戸というふうになります。それと、専業農家の推移ということでございますが、農業を取り巻く情勢の中でもいつも申し上げておりますが、専業農家戸数、総農家戸数、減の状況にあります。

以上です。

○23番（里山和子君） 米の生産目標を立てて指導しているけれども、減反面積としてはふえている

というようなことでしたけれども、この減反面積がふえている要因という、理由というんですか、それはどういうことからこの減反面積がふえているというふうに感じていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産部長（安藤政司君） これらにつきましては、さまざまな要因があろうかと思いますが、一義的には、一番の大きな問題は、米の消費が少なくなっているということではないかと思えます。それと、その対応策としましては、今いろいろ取り組んでおりますところの、米を米粉にしたりとか、あるいは飼料用のほうに向けたりとか、やはり、その米の需給のバランスの中でこういう施策が継続して続いているというふうに思っております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございますか。

○6番（湯之原一郎君） 所管事項でありますけれども、1点だけお伺いいたします。

今回、農業振興費は鳥獣被害防止対策事業ということで、電気柵設置に対する補助金ということですけれども、蒲生地区で、数年前にグループでシカの電気柵を設置した地域があるんですけれども、その電気柵がなかなか効果が最近出なくなったというような話が出ておまして、つい二、三日も植えたばかりの田んぼにシカが入っていたというような話も聞いております。よその地域に行きますと、電気柵だけでなくフェンスを設置する市町村も出てきているようですけれども、そのあたりの検討はなされていないのか、その点についてお伺いいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） フェンスの設置につきましても、先般、隣の市町村にそのフェンスも視察に行ったところではあります。今年度の予算の中では、難しい面もございますが、今後、有害鳥獣被害防止に取り組んでいく中では、地域の話し合いの中でどのような形でそういう取り組みができるかどうか、そういう受け入れができるのか、あるいは、事業として補助事業にのっかるのか、そこいらも地域、県、協議をしながら検討を進めたいと思えます。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君）

日程第13、陳情第5号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進に向けての対策委員会「仮称」等設置について

及び

日程第14、陳情第6号 「上名地区むらづくり活性化センター」の増築について
を議題とします。

○議長（玉利道満君） 6月6日の議会運営委員会以降、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情第5号の写しと陳情第6号の写しのとおりです。陳情第5号は総務常任委員会に、陳情第6号は産業文教常任委員会に付託しましたので報告します。

○議長（玉利道満君） 日程第15、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 議員の派遣について、会議規則第167条第2項の規定により、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に委任することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成25年第2回始良市議会定例会を閉会します。

(午後2時16分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員